

令和四年二月十日提出
質問第一三三号

ミャンマー国軍関係者の受け入れに関する質問主意書

提出者 大西 健介

ミャンマー国軍関係者の受け入れに関する質問主意書

防衛省は自衛隊法に基づき、ミャンマー国軍関係者を留学生として防衛研究所や自衛隊の幹部学校などで受け入れている。途上国に関しては、授業料が免除される他、幹部には月十四万四千円、幹部候補生には月八万三千円の給付金が支給されるが、これらに関し、以下について政府の見解を明らかにされたい。

一 本事業を通じて築かれた人的ネットワークは、どのような形で活かされているのか。

二 政府は、昨年二月の国軍によるクーデターを「強く非難する」談話を発表しているが、クーデター後も留学生の受け入れを続けることは、この政府の立場と矛盾するのではないか。

三 国際社会が国軍による人権侵害に厳しい目を注ぐ中、留学生の受け入れを続けることは国益に反するものであり、受け入れを一旦、停止すべきではないか。

四 類似のプログラムを有している他の国の政府がどのような対応をしているか確認し、その内容について政府として把握しているところを明らかにされたい。

右質問する。